

指定介護予防支援事業所の廃止について

介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業所の事業廃止について、胎内市地域包括支援センター運営協議会要綱第 1 条及び第 2 条第 1 号の規定に基づき、本協議会の承認を求める。

介護保険事業所番号	第 1502500018 号
サービスの種類	介護予防支援事業
事業者の名称	胎内市役所
事業所の名称	指定介護予防支援事業所 胎内市地域包括支援センターみらい
事業所の所在地	新潟県胎内市新和町 2 番 10 号
廃止年月日	令和 7 年 3 月 31 日

胎内市指定介護予防支援委託事業所の指定について

胎内市の地域包括支援センターが行う指定介護予防支援事業の業務の一部を再委託できる指定居宅介護支援事業所の指定について、胎内市地域包括支援センター運営協議会要綱第 2 条第 1 号の規定に基づき本協議会の承認を求める。

記

指定事業所

- (1) 事業所番号 1 3 7 2 0 1 1 6 7 4
 名 称 ケアプランセンター土支田ののはな
 所 在 地 東京都練馬区土支田二丁目 2 9 番 1 9 号 2 階
 設 置 者 医療法人社団平成会
 職員体制 専従 2 名
 営 業 日 月曜日から土曜日
 ただし、祝日及び 8 月 1 4 ～ 1 6 日、1 2 月 3 0 日～1 月 3 日を除く
 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで
 通常の事業の実施区域 練馬区、板橋区、和光市、新座市、朝霞市
 指定年月日 令和 6 年 1 0 月 1 日
- (2) 事業所番号 1 5 7 0 6 0 0 8 6 4
 名 称 ほっとしばたケアセンター
 所 在 地 新発田市豊町三丁目 5 番 1 1 号
 設 置 者 株式会社ほっとしばたケアセンター
 職員体制 専従 3 名
 営 業 日 月曜日から金曜日（祝日も営業）
 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで
 通常の事業の実施区域 新発田市、聖籠町、胎内市、新潟市の豊栄地区、阿賀野市の水原地区及び笹神地区
 指定年月日 令和 6 年 1 2 月 1 日

胎内市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者について

介護保険法第115条の45の3第1項の規定による第1号事業の指定事業者から廃止・申請の届出がありましたので報告します。

廃止事業所

- (1) 事業所番号 1575001092
サービスの種類 指定相当通所型サービス
名 称 デイサービスセンター汐彩
所 在 地 聖籠町次第浜5372番地
設 置 者 社会福祉法人 博愛仁志会
廃止年月日 令和7年2月28日
- (2) 事業所番号 1572500336
サービスの種類 指定相当通所型サービス
名 称 デイサービスセンターウエルネス中条
所 在 地 胎内市表町6番17-12号
設 置 者 社会福祉法人 板額の里
廃止年月日 令和7年2月28日

新規指定事業所

- (1) 事業所番号 15A0600024
サービスの種類 指定相当訪問型サービス
名 称 ホームヘルプサービスしうんじ
所 在 地 新発田市真野原外3331番地2
設 置 者 社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会
指定年月日 令和6年10月1日
- (2) 事業所番号 15A0600016
サービスの種類 指定相当通所型サービス
名 称 デイサービスセンターしうんじ
所 在 地 新発田市真野原外3331番地2
設 置 者 社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会
指定年月日 令和6年10月1日